

中国初の業界知財ライセンス・ガイドライン団体標準が公布
～標準必須特許のライセンスにも言及～

2021年11月16日
JETRO 香港事務所

2021年10月20日、中国の中国電子視像行業協會¹は、団体標準²「消費家電領域における知的財産権ライセンス・ガイドライン（消费电子领域知识产权许可机制指南 / Guidelines for Licensing Intellectual Property Involving Consumer Electronics）³」を公布し、即日実施した。本ガイドラインは中国初の業界団体による知財ライセンス標準とされている。IoT 家電の拡大を背景として、その内容には標準必須特許に関する記載が多い。本稿では、本ガイドラインの概要について紹介する（下線は筆者による強調）。

1. 対象

対象となる「消費家電」とは、消費者が日常生活で使用する電子機器であり、携帯電話、テレビ、コンピュータ、ウェアラブル機器、車載エンターテインメントコントロールシステムなど、とされている。

なお、本ガイドラインの起草には、深圳中彩聯科技、TCL 電子、海信視像科技（HiSense）、深圳創維 RGB 電子（Skyworth）、青島海尔多媒体（Haier）、四川長虹電器、康佳（Konka）、北京小米（Xiaomi）、厦門厦華科技、南京中電熊貓家電、常州新科博華電子が関わったとされている。

2. 技術用語の定義

特許⁴や各種ライセンス形態についての定義のうち、「標準必須特許」については、国際標準、国家標準、デファクトスタンダード、業界標準、地方標準或いは団体標準などの各種標準を実施する際に必ず使用する特許、とされている。

¹ オーディオ・ビジュアル関係の業界団体。現在の会長企業は深圳創維 RGB 電子有限公司（Skyworth）。

² 団体標準とは、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連する市場主体と協力し、市場およびイノベーションの需要を満たすために制定する標準を指す。國務院の標準化行政主管部門と國務院の関連行政主管部門は、共同で団体標準制定の規範化、指導、監督を行う。

（出所）「中国標準化制度解説」JETRO 北京事務所

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/aa1a8b323ac61f41/201801rp.pdf

³ 中国電子視像行業協會ウェブサイト

<http://www.cvianet.org.cn/article/18013/?continueFlag=9efa2d1c6fec8469bacde1d08e042fa4>

⁴ 本ガイドラインでは「専利」すなわち特許、実用新案、意匠を指す表記であるが、本稿では便宜上「特許」として表記する。

3. 基本原則

尊重原則、平等原則、公平合理原則、発展原則の4つの原則が示されている。このうち尊重原則では、ライセンサーのイノベーションの貢献・知財権を尊重すべきであり、また、ライセンシーの合理的収益を得る権利を尊重し、秩序ある競争と持続的イノベーションを促進すべき、とされている。

4. 特許ライセンス対象の特定

(1) 権利の境界確定について

請求の範囲（以下「クレーム」）解釈などの他、ライセンサーの義務として「ライセンス交渉では、ライセンサーはライセンシーが実施する特許技術のクレームを明確にしなければならない。」とされている。

(2) 特許技術と製品・方法の形態確定について

「製品の物理的形態（ハードウェア、ソフトウェアなど）や提供形態（消費家電本体或いはその製造過程、チップなどの部品或いはその製造過程、複数の部品の組合せ、搭載ソフトウェア・プログラムなど）を確定させるべき」とされている。

(3) ライセンス対象とクレームの関係について

家電を構成する部品・ユニットに関連して、「クレーム技術が消費家電の単一部品・ユニットのみを対象とするとき、或いはクレーム技術の技術的貢献全体が消費家電の単一部品・ユニットのみに関するものであるとき、その部品・ユニットが最小販売可能単位 (the Smallest Salable Patent Practicing Unit : SSPPU) である場合、その部品・ユニットが最小のライセンス対象であるとみなす」とされている。

5. 権利と義務

(1) ライセンサーの権利・義務

①権利の根拠の明確化

権利の法的状態及び帰属の確認・説明、根拠資料の提供義務の他、特許のライセンスではクレームと製品・方法との対照表（クレームチャート）の提供義務が示されている。

また、標準必須特許ライセンスについては、クレームと標準との対照表（クレームチャート）を示す義務があり、複数の特許が関わる場合、対照表に記載する特許の数をライセンシーと交渉することができるが、原則として特許（ファミリー）

の数が 20 件以下の場合はすべての対照表を提供する必要があり、特許（ファミリー）の数が 21～100 の場合は総数の 70%以上かつ 20 件（ファミリー）以上、特許（ファミリー）数が 100 件以上の場合は 50%以上かつ 70 件（ファミリー）以上としなければならない、とされている。

さらに、クレームの特徴の少なくとも一部が、サードパーティのサプライヤーが提供するもの又は同サプライヤーの製品に由来して実施されるものである場合、ライセンシーが合理的理由を有している前提で、ライセンサーは同サプライヤーへのライセンスを優先すべきであり、ライセンシーの要求に応じて、同サプライヤーが共同でライセンス交渉に参加することを許可しなければならない、とされている。

②ライセンスの範囲の決定

ライセンサーは、ライセンスする知財権のリスト、ライセンスの期間、ライセンス主体の範囲、ライセンス行為の範囲、ライセンス製品・方法の範囲及びライセンス地域を明確にしてライセンシーに提供しなければならない、また、包括的ライセンスの場合、標準必須特許と非標準必須特許を区別して技術的合理性と必要性をライセンシーに説明しなければならない、とされている。

③ライセンス条件の設定

ライセンサーは、交渉の基礎として、ライセンシーに対して、ライセンス条件の合理性、ライセンス料率の算出根拠、知財権自体の経済価値との明確な関係を示す必要がある、とされている。ここで、ライセンス条件にはライセンス料の計算方式、支払方法及び/またはその他のライセンス取引条件が含まれ、計算方式には、対象物品ごとの固定金額、同固定比率、固定総額、段階的ライセンス料、ライセンス料の補償が含まれ、支払い方式には、一括払い、分割払い、販売量に応じた定期払い、条件付き支払いが含まれる、とされている。

標準必須特許については、関連する法律・法規の規定、業界の慣例・規則、例えば FRAND 原則に準拠する必要がある、とされている。そして、ライセンシーが、ライセンサーと第三者との比較可能なライセンス契約に基づいて標準必須特許のライセンス料率の決定を求める場合、ライセンサーは合理的な範囲でサポートを提供する必要がある、とされている。

④ライセンス交渉プロセス

ライセンサーは、交渉において想定する全体及び各段階のタイムテーブルを交渉することができ、ライセンサーが明確な権利の根拠やライセンス範囲の確定、合

理的ライセンス条件を示さないなど基本的な義務を果たしていない前提では、差し止めによる救済を求めるべきでない、とされている。

(2) ライセンシーの権利・義務

①選別の権利

ライセンシーは、ライセンスに関連する知財権の法的状態と帰属を確認でき、公開情報とライセンサーが主張する情報が一致しない場合、ライセンサーに証明資料の提供を求めることができるが、ライセンサーへの連絡・確認をせずにこの理由をもって（ライセンス申し出に対して）回答を拒絶することはできない、とされている。

②ライセンス対象の特定

ライセンサーが根拠となるクレーム及び具体的な実施形態を明確に示さない場合、ライセンシーはライセンサーに明確化を要求でき、ライセンサーが標準必須特許であると主張する場合、その特許を採用した最初の標準テキスト情報の提供を要求できる、とされている。

③ライセンスの設定

ライセンシーは、実際の状況に基づいて、使用対象の範囲、知財権を実施する行為・方法、ライセンス条件、及びライセンサーが提供する技術サポートを確定でき、また、ライセンシーが比較可能ライセンスに従って標準必須特許のライセンス料率の決定を主張する場合、ライセンシーは、該当する比較可能契約を指定し、その適用理由を説明する必要がある、とされている。

④ライセンス交渉プロセス

ライセンシーは、交渉進展に積極的に協力し、ライセンスの申し出に迅速に返答しなければならず、ライセンサーが提供するタイムテーブルが不合理又は実際の状況に合わない場合はその理由を説明し新たなタイムテーブルを提供して友好的な交渉を行い、タイムテーブル作成後に何らかの理由で時間調整が必要な場合はライセンサーに説明しなければならない、とされている。

6. ライセンス交渉の管理、ライセンス契約等

人員管理、秘密保持管理、プロセス文献管理、ライセンス交渉の管理と執行、弁護士による Lawyer's letter（含まれる内容、送達・受領・回答など）、ライセンス契約に含まれるべき内容について、一般的な事項が示されている。特に、契約における注意事項として、ライセンサーは優越的地位を利用してライセンシーにその権利

を制限する条項（例えば、抱き合わせ販売条項、強制的グラントバック条項、質疑禁止条項、不競争条項、購入チャネル制限条項、ライセンシーに対する特許技術の開発・改良制限条項、商業行為制限条項など）を受け入れるよう迫ってはならない⁵（ただしライセンサーが合理的対価を支払う場合は例外を考慮）、とされている。

7. ひな形

附録として、Lawyer's letter（ライセンスの申し出及び回答）、知財ライセンス交渉記録、特許ライセンス契約のひな形が示されている。

8. 解説

本ガイドラインは、「権利と義務」の条項におけるライセンサーの義務とライセンシーの権利の記載割合、交渉におけるサードパーティサプライヤー優先やライセンス対象についての最小販売可能単位（SSPPU）、クレームチャート提供義務に関する言及から、ライセンシー側の立場で作成されたものとみることができる。これは、作成主体が家電メーカー関連の業界団体であり、例えば IoT 家電における標準必須特許について、主に実施者側となる企業が名を連ねていることが背景にあると考えられる。

今後、他の業界団体においても同様の団体標準が作成されていくのか、また、この団体標準が知財ライセンス紛争における一つの判断根拠として裁判等で用いられていくのか、注目される。

（以上）

文責：JETRO 香港 松本要

⁵ 参考文献として2019年に策定された「国務院独占禁止委員会による知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン」が引用されており、少なくとも当該箇所に関して参考にしたものと考えられる。

JETRO 仮訳（2019年1月4日）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190104_1.pdf